

広島県県営住宅 web 広告運用業務委託仕様書

1 業務名 広島県県営住宅 web 広告運用業務

2 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日

3 業務目的

健康で文化的な生活を営むに足りる県営住宅を、住宅に困窮する低額所得者¹に対して低廉な家賃で賃貸するため、広島県営住宅の入居者募集制度のさらなる周知及び利用促進を目的とし、同住宅募集の主ルートとして web を最大限に活用した広告を行う。

4 業務内容

県営住宅入居者募集のための web 広告作成の企画、デザイン、原稿、編集、校正、運用及び分析等の一切の業務及び納品

(1) 委託対象の募集期

広島県が行う年間 10 回の県営住宅入居者募集のうち、本委託対象は 6 回であり（以下、「募集」という。）、うち 2 回が県全域を対象とする「定期募集」である。これに対し、その他の県一部地域を対象とするものを「随時募集」と呼ぶ。

本委託では、当該 6 回の募集において、最低限超えるべき水準を設定する。当該募集期及びその間の期間（以下、募集期間）については毎日配信を行うこととする。なお、web 広報（広告費投入）の構想及び予定時期を記した企画書面を、入札参加資格確認申請に添えて提出すること。

また、次の点に留意すること。

- ・ 募集期間が、約 10 日間と短期であること。
- ・ 広告のターゲットとなる 3 の低額所得者は、応募時点で広島県内に居住しない者も含むこと。

(2) 最低限超えるべき水準について

県営住宅に入居する者の導線は、検索[A]→ 募集情報ダウンロード[B]→ 応募→ 入居決定と想定される。

[A][B]については、最低限、次表の水準を達成することとする。

¹ 県営住宅設置の根拠法である公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「公営住宅法」という。）における入居収入基準の一つである収入基準（15 万 8 千円（標準）：公営住宅法第 23 条第一号及び公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条）を、国は、収入分位 25%相当（収入の低い方から 4 分の 1 番目に該当する収入の相当分位）として設計している。

募集期	募集公開日	募集締切日	最低限超えるべき水準	
			A 県営住宅 web ² への初訪問数	B 「募集一覧」PDFダウンロード数
10月定期	令和8年10月6日	10月15日	4200以上	4900以上
1月定期 (1月随時を含む)	令和9年1月12日	1月21日	6000以上	6800以上
8月随時	令和8年8月4日	8月14日	1800以上	1900以上
9月随時	令和8年9月1日	9月10日		
11月随時	令和8年11月4日	11月13日		
3月随時	令和9年3月2日	3月11日		

【備考】水準は各募集期のものであり（例えば、8月随時の水準Aは、8月4日～14日の間に県営住宅 web への初訪問数の計が 1800 以上となることを意味する。8・9・11・3月随時の4期の合計が 1800 以上という意味ではない。）、その定義については、脚注 2 参照。

² (A) 県営住宅 web：下記の計 24 の HP (02 の LP を含む。) をいう。

- 01 広島県県営住宅 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/keneijyutaku/>
- 02 県営住宅募集一覧【LP】(以下、上記 01 の下線部までは略) </soshiki/108/bosyuichiran.html>
- 03 県営住宅入居者募集の御案内 </soshiki/108/1182992095227.html>
- 04 県営住宅の家賃などの減免制度について </soshiki/108/yachin.html>
- 05 県営住宅一覧地域別 </soshiki/108/keneijyutakuichiran-tiikibetu.html>
- 06 県営住宅写真一覧 </soshiki/108/bosyuu.html>
- 07 県営住宅一覧 広島市中区

- <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/keneijyutaku/keneijyutakuichiran-nakaku.html>
- 08 同 広島市東区 (以下、広島市中区の下線部までは略) [-higashiku.html](#)
- 09 同 広島市南区 [-minamiku.html](#) 10 同 広島市西区 [-nishiku.html](#)
- 11 同 広島市安佐南区 [-asaminamiku.html](#) 12 同 広島市安佐北区 [-asakitaku.html](#)
- 13 同 安芸郡 [-akigun.html](#) 14 同 呉市 [-kureshi.html](#)
- 15 同 大竹市 [-ootakeshi.html](#) 16 同 廿日市市 [-hatukaitishi.html](#)
- 17 同 竹原市 [-takeharashi.html](#) 18 同 東広島市 [-higashihiroshimashi.html](#)
- 19 同 三原市 [-miharasi.html](#) 20 同 尾道市 [-onomichishi.html](#)
- 21 同 福山市 [-fukuyamashi.html](#) 22 同 府中市 [-hucyuusi.html](#)
- 23 同 三次市 [-miyoshishi.html](#) 24 同 庄原市 [-syoubarashi.html](#)

※ 上記 24 の HP に係る GA 上のフィルタ設定 (正規表現)

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>) </site/keneijyutaku/> </soshiki/108/bosyuichiran.html>
</soshiki/108/1182992095227.html> </soshiki/108/yachin.html>
</soshiki/108/keneijyutakuichiran-tiikibetu.html> </soshiki/108/bosyuu.html>
/site/keneijyutaku/keneijyutakuichiran-*.html ※18 の HP 相当

LP：ランディングページ 検索エンジンやリスティング広告などから、ユーザーを最初に訪問させるためのページ。Web マーケティングでは、一般的に広告からリンクして成約を高めるページと認識される。

本業務においては、上記中 02【LP】とする。その係数は各募集期間（上表の募集住宅公開日から募集締切日）GA4（グーグルアナリティクス 4。以下単に「GA」という。）により計測する。なお、本業務での web 広報の一次的ターゲットとしては、このページを用いること。

初訪問数：各募集期間内に GA が計測した LP を含む(A)の HP への「first_visit」数の合計とし、これをサブの CV とする。

(3) 広告の方法

原則として、web 広告に限る。ただし、県が行うパンフ類配置等の広報、その他の紙媒体での広告との連携を計画することは可能とし、その場合は、4 (1) 企画書面にその旨を記すこと。

なお、Web 広告については、本業務の目的を踏まえ、Google と Yahoo! のディスプレイ広告を効果的に組み合わせて配信すること。ただし、募集期間中の平均表示回数は、1 日当たり 4 万 8000 回以上とする。

(4) 広告シミュレーションについて

広告シミュレーション³については、契約締結後、初回の募集期開始までに県に提出すること。

5 委託料額

入札に基づく契約額による。

6 県との調整

受託者は、毎回の募集期の広告費投入の設定等を、原則として各募集公開日の 5 営業日前までに、広島県に連絡すること。ただし、その内容につき広島県から指摘・照会等があった場合は、誠実に回答するものとし、かつ、GA 係数の異常又は不振等があった場合は、速やかに広島県との設定変更等の協議を行うこと。

また、上記のほか、本業務の遂行にあたり、数回程度、業務の進捗状況の報告を含めた打ち合わせを行うものとする。

7 効果測定等報告及び業務実績報告

広告等運用の効果測定等報告（以下「定期報告」という。）は、各募集締切日後 10 日以内に県に提出すること（1 月定期募集と 1 月随時募集については併せて報告すること）。ただし、受託者は、GA により、広告の視聴回数やその属性（本事業に関しては特に収入階層、年齢）データを可能な限り収集し、これらによる専門的分析を逐次行うこと（HP の GA 分析）とし、その結果を定期報告に記すとともに、同分析の結果等から定期報告時点での対応では広告の効果が損なわれると思慮する場合は、速やかに県に報告するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委

(B) CV (コンバージョン) : Web マーケティング分野では、ゴールとなる重要な指標、又はサイト上で獲得する「最終的な成果」をいう。Web サイトに訪れたユーザーが何かしらのアクションを起こし、行動が成果に「転換」する度合いを表す用語。メジャーな具体策としては、Google アナリティクスを複数の評価者が同条件で運用し数値を共有する方法がある。

本業務においては、LP を含む(A)の HP 下部に表示される「募集一覧ダウンロード」等からのリンク先に PDF を上表募集住宅公開日にアップすることとし、これをダウンロードした数がメインの CV である。

³ 広告シミュレーション：自分が定めた媒体やターゲティングで実際に広告を配信した場合、どんな結果になるかを事前に推定すること。

託することができる。

(2) 個人情報等の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

なお、web 広報実施に係る設定係数等については、原則としては広島県が所有し、閲覧することができるものとする。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。

なお、委託業務終了後においても同様とする。

(4) 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 成果の帰属

(1) 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して、著作権人格権を行使しない。ただし、受託者における運用アルゴリズム又は配信資産として、特に広島県が所有又は閲覧できないものがある場合は、4(1) 企画書面内で列挙しておくものとする。

(2) 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については、県が利用することを妨げない。

(3) 第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。

(4) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処する。

10 その他

(1) 広告実施にあたっては、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。なお、不適切サイト等への掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(2) 業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者は協議して業務を行うものとする。

(3) 受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(4) 天災、疫病、その他やむを得ない事情により、広告日程等を延期とした場合には、受託者は日程の再調整に協力すること。